電子証明書の海外利用について

在外選挙制度について

在外選挙人名簿の登録

- 国外に居住する者が在外選挙を行うためには、<u>在外選挙人名簿(※</u>)に登録されていることが必要。
 - (※) 氏名、最終住所(国外で出生し、国内に住所を有したことがない者などについては、申請の時における本籍)、性別、生年月日等を記載

在外選挙人名簿登録者数 約10万500件(H29年9月1日時点) 海外在留邦人数 約134万人(うち18歳以上 約107万人)(H28年10月1日時点)

(参考)登録者数の分布(経由領事官別 H29年8月15日現在)

アジア	19,983	欧州	20,255
大洋州	6,510	中東	1,394
北米	29,439	アフリカ	1,611
中南米	21,293	その他	973

うちアメリカ合衆国:26,761 ブラジル:14,704 中国:5,649 ドイツ:4,795 イギリス:4,038

○ 被登録資格

・在外選挙人名簿の登録の申請に関しその者の<u>住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所(※)を有</u> すること など (※) 領事官の管轄区域内であれば、必ずしも同一の住所でなくともよい。

領事官

…領事館(領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館)の長をいう。

管轄区域

…在外選挙人名簿の登録申請に関する領事館の管轄区域を定める省令により規定。

基本的に一カ国を一区域とするが、国内を複数の区域に分割し管轄する場合や、国をまたがって管轄区域とする場合もある。

(一カ国内で複数の管轄区域に分かれている例)

インド、インドネシア共和国、大韓民国、中華人民共和国、オーストラリア連邦、アメリカ合衆国、カナダ、 ブラジル連邦共和国、ドイツ連邦共和国、ロシア連邦 等

(参考)アメリカ合衆国内の管轄区域

在アメリカ合衆国日本国大使	アメリカ合衆国(コロンビア特別区、バージニア州及びメリーランド州の区域に限る。)
在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国(ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州及びアラバマ州の区域に限る。)
在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国(ネバダ州及びカリフォルニア州(在ロサンゼルス日本国総領事の管轄区域を除く。)の区域に限る。)
在シアトル日本国総領事	アメリカ合衆国(アラスカ州、ワシントン州、モンタナ州、アイダホ州及びオレゴン州の区域に限る。)
在シカゴ日本国総領事	アメリカ合衆国(インディアナ州、イリノイ州、ウィスコンシン州、ミネソタ州、アイオワ州、ミズーリ州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、ネブラスカ州及びカンザス州の区域に限る。)
在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国(ミシガン州及びオハイオ州の区域に限る。)
在デンバー日本国総領事	アメリカ合衆国(コロラド州、ニューメキシコ州、ユタ州及びワイオミング州の区域に限る。)
在ナッシュビル日本国総領事	アメリカ合衆国(ケンタッキー州、テネシー州、ミシシッピ州、アーカンソー州及びルイジアナ州の区域に限る。)
在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国(コネティカット州のうちフェアフィールド郡、ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルベニア州、デラウェア州、ウエストバージニア州、プエルトリコ及びバージン諸島の区域に限る。) 英国領バミューダ諸島
在ハガッニャ日本国総領事	アメリカ合衆国(グアム及び北マリアナ諸島の区域に限る。)
在ヒューストン日本国総領事	アメリカ合衆国(テキサス州及びオクラホマ州の区域に限る。)
在ボストン日本国総領事	アメリカ合衆国(メイン州、ニューハンプシャー州、バーモント州、マサチューセッツ州、ロードアイランド州及び コネティカット州(在ニューヨーク日本国総領事の管轄区域を除く。)の区域に限る。)
在ホノルル日本国総領事	アメリカ合衆国(ハワイ州の区域及び他の領事官の管轄区域に属さない地域に限る。) フランス共和国領ポリネシア
在マイアミ日本国総領事	アメリカ合衆国(フロリダ州の区域に限る。) フランス共和国領グアドループ島及びマルチニーク島 英国領アンギラ、タークス諸島、カイコス諸島、バージン諸島、ケイマン諸島及びモンセラット
在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国(アリゾナ州並びにカリフォルニア州のうちロサンゼルス、オレンジ、サンディエゴ、インペリアル、リバーサイド、サンバーナディノ、ベンチュラ、サンタバーバラ及びサンルイオビスポの各郡の区域に限る。)

在外選挙制度について

在外選挙人名簿の登録

〇 登録方法

- ・申請者本人又は同居家族が在外公館に出頭して申請し、領事官が被登録資格(申請者が本人であること及び3箇月住所要件 <u>を満たしていること(※1))に関する意見書を付した上で</u>、最終住所地市町村の選挙管理委員会(※2)に申請書が送付されて名 簿登録が行われる。
 - (※1) ①本人確認の方法:原則として旅券を提示
 - ②3箇月住所要件の確認:アパートの賃貸借契約書、居住証明書、公共料金の領収書など

(在留届が申請の日の3箇月以上前に提出されているとき等は、上記文書の提示は不要)

(申請時点で3箇月住所を有していない場合には、後日、往復はがきや固定電話による連絡などにより確認)

- (※2) 国外で出生し、国内に住所を有したことがない者などについては、申請の時における本籍地の市町村の選挙管理委員会
- ※ 在外選挙人名簿については、平成28年の法改正により、新たに海外転出時に、登録の申請が可能となっている(出国時申請。平成30年6月までに施行)。
 - ・申請の対象者 最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている者
 - ・登録方法 選挙管理員会に申請し、申請者が国外に住所を定めたことを外務省を通じて確認した上で、選挙人名簿から在外選挙人名簿への登録の移転を行う。

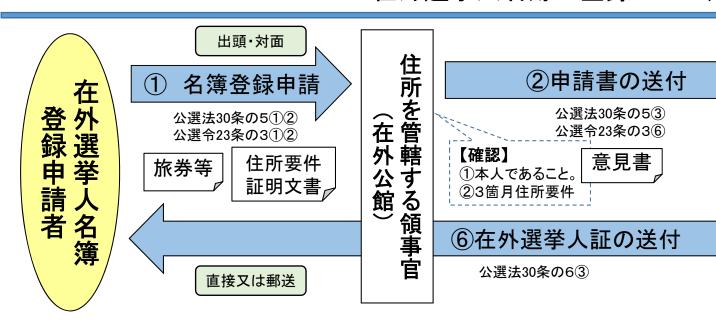
〇 在外選挙人証

・在外選挙人名簿の登録を行った市町村の選挙管理委員会は、管轄領事官を経由して申請者に在外選挙人証(※)を交付 (※) 在外選挙人名簿に登録されている者であることの証明書。氏名、生年月日、国外における住所、性別等を記載。

在外投票

- 在外選挙人名簿に登録されている者は、①**在外公館投票、②郵便等投票、③日本国内における投票** のいずれかにより投票
 - ①在外公館投票:在外公館に出向いて行う投票方法
 - ②郵便等投票:名簿登録地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、投票の記載後、郵便等により送付する投票方法
 - ③日本国内における投票:一時帰国している場合などに国内の投票方法(選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票)を利用して行う
- いずれの投票方法においても<u>在外選挙人証を提示する必要(※)(在外公館投票においては、本人確認のため旅券等の提示</u>も必要)
 - (※)・在外選挙人名簿に登録されていない者による投票を防止するため。
 - ・在外選挙人証に投票用紙等を交付した旨を記入することで、二重投票を防止するため。

在外選挙人名簿の登録フロー(例)



市町村の選挙管理委員会最終住所地(又は本籍地)の

⑤在外選挙人名簿への登録

公選法30条の6①

【(参考) 名簿登録申請時の本人確認について】

- 〇原則として<u>旅券</u>を提示
- ○旅券が提示できないとき(旅券の更新等のため返納している場合など)は、<u>次の順で提示</u>
- 1) 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した顔写真付き身分証明書 (運転免許証、官公庁の身分証、(居住国における)外国人登録証、国公立大学の 学生証など)
- 2) 次のア、イからそれぞれ1つの書類
- ア 顔写真の付いていない、日本国又は居住国の政府・地方公共団体が発行した 身分証明書等
 - (居住証明書、住民登録証、(日本国における)戸籍謄本・抄本、健康保険証など)
- イ顔写真の付いている民間企業等が発行した身分証明書
- (企業の社員証、私立大学の学生証、顔写真付クレジットカードなど)
- 3) 上記2) のアから2つの書類
- 〇上記の書類の提示が困難な場合には、旅券の新規発給事務の例により、<u>領事官の</u> <u>裁量において適当と認める手段を複数用いて本人確認を行う(個別審査)</u>。 (クレジットカードや預金通帳、失効旅券などの書類審査、所属先への照会など)

登録した旨の通知

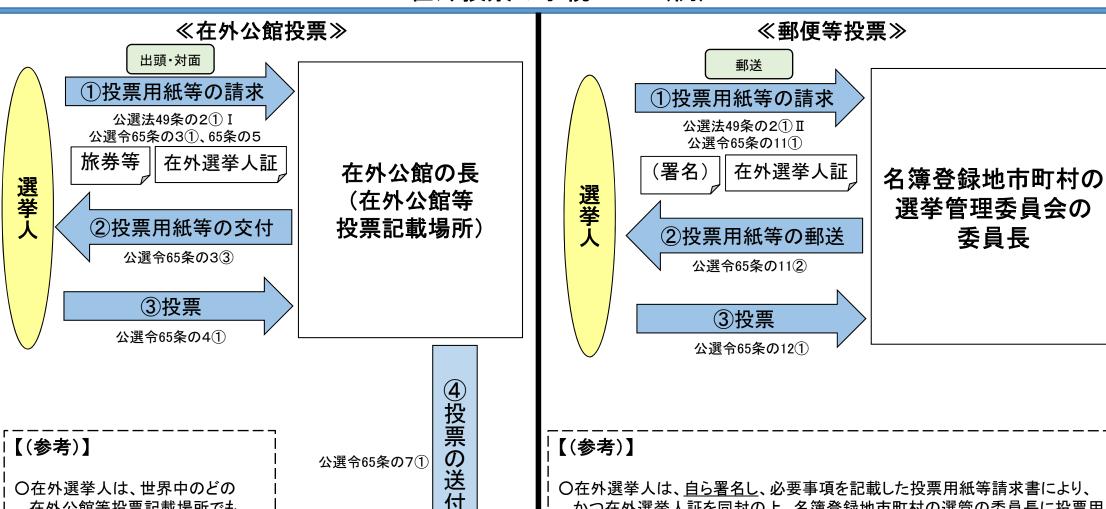
住基法17条の2②

③被登録資格の回答

本籍地市町村

⑦'戸籍の附票への 在外選挙人名簿に 登録された旨の記載 (住基法17条の2①

在外投票の手続フロー(例)



【(参考)】

- 〇在外選挙人は、世界中のどの 在外公館等投票記載場所でも 投票可能
- 〇在外公館の長は、在外選挙人証 に投票用紙等を交付した旨を記載

名簿登録地市町村の 選挙管理委員会の 委員長

公選令65条の7①

【(参考)】

- 〇在外選挙人は、自ら署名し、必要事項を記載した投票用紙等請求書により、 かつ在外選挙人証を同封の上、名簿登録地市町村の選管の委員長に投票用 紙等を請求
- 〇名簿登録地市町村の選管の委員長は、在外選挙人名簿と対照の上、郵便等 により投票用紙等を送付
 - この際、投票用紙等請求書の署名によって本人確認を実施 (在外選挙人名簿登録申請時に署名を求めており、これと照合)
- ○名簿登録地市町村の選管の委員長は、在外選挙人証に投票用紙等を交付し た旨を記載し、投票用紙等とともに返戻

※外務省HP等より総務省作成。

制度の概要

- 日本人が外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在する場合、旅券法第16条に基づき、その住所又は居所を管轄する 在外公館に在留届を提出することが義務付けられている(<u>罰則規定はない</u>)。
 - ○旅券法

(外国滞在の届出)

第十六条 旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在するものは、外務省令で定めるところにより、当該地域に係る領事館の領事官に 届け出なければならない。

届出をした者は、住所又は居所その他の届出事項に変更を生じたときは、遅滞なく、また当該届出をした領事官の管轄区域を去るときは、事前に、その旨を当該領事官に届け出なければならない(変更届/帰国届)(旅券法施行規則第12条)。

○ 在留届の記載事項(旅券法施行規則別記第十四号様式)

氏名、生年月日、性別、本籍、旅券番号、海外住所又は居所、電話番号、同居家族 等

○ 在留届の提出方法

電子届出(ORRnet)又は用紙(在外公館へ持参・FAX・郵送)

※平成28年における在留届提出件数は約20.8万件。うち、ORRnetでの届出は約17万件。

制度の趣旨

- 海外在留邦人数調査統計などの海外にいる日本人の実態把握の基礎資料かつ、緊急事態発生時等において在外公館が 在留邦人保護の万全を期するための資料とされる。
 - … **在留届の記載内容は届出者による自己申告**であり、届出の際に在外公館による住所等の記載内容の確認は行われない。
 - ※ 毎年10月1日現在で実施している在留邦人数実態調査の際や、在留届に記載した滞在予定期間を超過している者については、在外公館から電話、 メール、FAX、郵便等による滞在確認作業を行っている。

※外務省HP等より総務省作成。

制度の趣旨・概要

○ 在外邦人の現住所(生活の本拠地)又は過去の住所を、その地を管轄する在外公館が証明するもの。現地に既に3ヶ月以上滞在している場合又は今後3ヶ月以上の滞在が見込まれる場合のみ発給の対象となる。

○ 在留証明の申請方法

申請者本人又は代理人が在外公館に出頭し、以下の書類とあわせて申請する。

※平成28年度における発給件数は約6.5万件。

- 日本国籍を有していること及び本人確認ができる書類(有効な日本国旅券等)
- ・ 住所を確認できる文書(例:現地の官公署が発行する滞在許可証、運転免許証、納税証明書、住所の記載のある公共料金の請求書、現地の警察が発行した居住証明等)
- 滞在開始時期(期間)を確認できるもの。また、滞在期間が3ヶ月未満の場合は、今後3ヶ月以上の滞在が確認できるもの(賃貸契約書、公共料金の請求書等)。
- ・ 証明書上の「本籍地」欄に都道府県名のみではなく番地までの記載を希望する場合は、戸籍謄(抄)本

具体的な使途

○ 年金の受給

在外邦人が年金を受給する場合、毎年の現況届に過去6ヶ月以内に発給された在留証明を添付する必要がある。

- ···**生存**の証明
- 非居住者向けの銀行サービスへの切替(A銀行の例)

日本国内で口座を開設した銀行サービスを引き続き利用する場合、在留証明の提出を求められる場合がある。

- …**現在の住所地**の証明
- 実特法※上の居住地国確認 ※ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

租税条約に基づく国内外の税務当局間での金融口座情報の交換のため、金融機関等から居住地国を確認できる書類(氏名及び住所の記載が必須)の提出が求められる場合があり、在留証明によることも可能。

- ···**現在の住所地**の証明
- 不動産登記の変更

海外に居住している日本人が相続等により日本国内の不動産の移転登記申請を行う場合、申請人の住所を登記所に提供しなければならない。この場合、在留証明の添付が必要となる。

…**現在の住所地**の証明

海外における手続の本人確認・住所確認について(1/3)

手続	本人確認・住所確認	
在外選挙人名簿への登録申請	本人確認 旅券などにより行う。 住所確認 海外の住所が記載されている公共料金領収書などにより行う。 住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者であることが名簿登録の要件の一つであるため。 ⇒制度上、管轄区域内における3箇月住所要件を確認するため住所確認は必須。 ※【参考】3箇月住所要件を求める理由 → 選挙の公正を確保すること及び(国内の)選挙人名簿との均衡 ・国外転出者について即時登録を認めた場合、選挙直前の意図的な選挙区間移動などを認めることとなる。 ・選挙人名簿との二重登録を防止し、名簿の正確性を保つためにもある程度の期間の居住要件が必要	
郵便等投票	本人確認 請求書の署名と在外選挙人名簿登録申請時の署名を照合することにより行う。 住所確認 制度上求められていない。 ※ 投票用紙等は、在外選挙人証に記載された住所に送付される。	
在外公館投票	<u>本人確認</u> 旅券などにより行う。 住所確認 制度上求められていない。	
在留届	本人確認、住所確認のいずれも制度上求められていない。	
出生届	本人確認 法令上の義務ではないが、出生届の届出人は戸籍法上限定されており、運用上旅券などにより行っている場合がある。 ⇒制度上、住所確認は必ずしも求められていない。	

海外における手続の本人確認・住所確認について(2/3)

手続	本人確認・住所確認
婚姻届•離婚届	本人確認 旅券などにより行う。 婚姻や離婚は届出によってその効力を生ずるものであり、届出者の本人確認を行う必要があるため。ただし、本人確認は「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」によって届出者を特定することにより行う。 ⇒制度上、住所確認は必ずしも求められていない。
戸籍証明書等の請求	本人確認 旅券などにより行う。 戸籍証明書等を請求できる者は戸籍法上限定されており、請求者の本人確認を行う必要があるため。ただし、本人確認は「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」によって請求者を特定することにより行う。 ⇒制度上、住所確認は必ずしも求められていない。 ※ 本籍地市町村から請求者に対し戸籍証明書等を送付するため、申請書に住所を記載することは必要(運用上、海外の住所が記載されている公共料金領収書の写しなどにより確認)。
年金(現況届)	本人確認 在留証明の提出により、本人確認及び生存確認を実施。 住所確認 在留証明の提出が必要とされているものの、これは受給権者が生存していることを確認するため(※受給権者が一時帰国し年金事務所に来所した場合は、年金事務所において旅券等により生存確認を行う)。 ⇒制度上、住所確認は必ずしも求められていない。

海外における手続の本人確認・住所確認について(3/3)

手続	本人確認・住所確認
実特法 [※] 上の手続 ※ 租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に 関する法律	租税条約に基づき、国内外の税務当局間で非居住者に係る金融口座情報(氏名・住所・納税者番号・口座残高等)を交換するため、H29.1.1以後の口座開設について、非居住者は金融機関等に対し「氏名、住所、生年月日、居住地国」等を届け出ることされている。届出後、居住地国に変更があった場合は異動届出が必要(氏名、住所、生年月日、新旧居住地国等)。金融機関等は届出書の記載事項を確認する義務が課せられており、非居住者に対して「居住地国確認書類」(在留証明、氏名・住所が記載されている外国政府の発給した書類等)の提出を求める。 ⇒制度上、新たな居住地国に入国したときの住所確認は必須(居住地国変更を伴わない住所変更については法令上把握義務はない。)。 本人確認 居住地国確認書類の提出によって本人確認を兼ねているものと考えられる。
犯収法※上の手続 ※ 犯罪による収益の移転防止に関す る法律	本人確認 住所が記載された旅券など(官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があるもの)により行う。 一定の金融取引等を行う場合に、金融機関等において顧客等の本人特定事項の確認、取引記録の保存等を行うことで犯罪による収益の移転を防止するために、「本人特定事項= <u>氏名、住居及び生年月日」</u> を確認する必要があるため。 ⇒ <u>制度上、住所確認は必須。</u>
不動産相続時の 登記変更手続	本人確認 在外公館の発行した <u>印鑑証明書</u> 又は <u>署名証明(発行後3ヶ月以内)により行う。 住所確認 在留証明</u> などにより行う。 住所証明情報の提出が法令上の義務として課せられている。 ⇒制度上、住所確認は必須。

- ○「本人であること」や「生存していること」の証明を必要とする場面は多く想定される。
 - ⇒ 利用者証明用電子証明書が活用できるのではないか。
- 一方で、海外において現住所の公証を必要とする場面は、現行制度を見る限りでは限定的か。